

入札金額の内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正・施行に伴い、平成27年4月1日から、**全ての公共工事において、内訳書の提出が義務化**

入札金額の内訳書提出の目的

- ・ 見積能力の無い不良・不適格事業者の参入排除
- ・ 積算もせずにダンピング受注を行おうとする事業者の排除
- ・ 談合等の不正行為の排除

石川県における内訳書の取扱い

- ・ **内訳書が添付されていない入札書は無効とする**
- ・ 添付された**内訳書の金額記入欄が全て空欄の場合、入札を無効とする**